

総社市告示第75号

総社市人間ドック費用給付要綱（平成17年総社市告示第136号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月26日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。）を削る。  
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(給付の申請) 第6条 給付対象者が受診費用の給付を受けようとするときは、人間ドック費用給付申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(給付の申請) 第6条 給付対象者が受診費用の給付を受けようとするときは、人間ドック費用給付申請書<u>(別記様式)</u>を市長に提出しなければならない。  <u>別記様式(第6条関係)</u> 略</p>

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。